

別表第6

解除の基準

指定場所	禁止行為	承認要件
		映画スタジオ・テレビスタジオ
撮影の用に供する部分	喫煙	<ol style="list-style-type: none"> 1 演技上必要なものに限ること。 2 喫煙設備を設けること。 3 消火器具を設けること。(能力単位2以上)ただし、消防法令等により設けられている消火器が、解除承認を受けようとする行為に対し、有効に使用できる状態で設けられている場合を除く。 4 従業員等による監視体制が確立されていること。
	裸火使用	<ol style="list-style-type: none"> 1 条例において、火災予防上安全な距離が定められている場合は、可燃物から当該距離以上の距離を確保すること。 2 可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。 3 従業員等による監視、消火等の体制が確立されていること。 4 使用者が、裸火使用を容易に停止できる措置が講じられていること。 5 消火器具を設けること。(能力単位2以上)ただし、消防法令等により設けられている消火器が、解除承認を受けようとする行為に対し、有効に使用できる状態で設けられている場合を除く。 6 火炎の長さが20cm、幅が70cm以内とし、安全な距離を100cm以上確保すること。 7 承認される範囲は、次に掲げるものであること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 電気を熱源とする火気使用設備器具 (2) 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具 <ol style="list-style-type: none"> ア 消費量は、1個につき58kW以下であり、総消費量は175kW以下であること。 イ ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置が設置されていること。(カートリッジ式火気使用設備器具を除く。) ウ 液化ガスは、カートリッジタイプの燃料容器であること。 (3) 液体燃料及び固体燃料を熱源とする火気使用設備器具 <ol style="list-style-type: none"> ア 舞台上演技上必要なものに限ること。 イ 危険物の使用は、引火点40℃以上、消費量が100ml以内であること。 ウ 危険物は、もれ、あふれ又は飛散しないよう措置を講じること。 エ 燃焼の炎は安定継続するものであること。 オ 燃焼に際し火の粉が発生しないこと。

	裸火使用	<p>8 火薬を消費する場合は、次に掲げるものであること。</p> <p>(1) 飛散した火花は、床面に落下する前に燃えつきるものであること。</p> <p>(2) 煙火は、固定して消費すること。（拳銃等の形態による消費を除く）</p> <p>(3) 煙火は、飛しょうしないものであること。</p> <p>(4) 火薬類取扱いに関する知識及び技術を有する専従員が取り扱うこと。</p> <p>(5) 火花を噴き出す花火を使用する際は、火花の飛散範囲を2 m以内とし、飛散範囲の周囲2 mの床面は防火性能を有する材料で覆うこと。</p> <p>(6) 消火器を増設するか、必要に応じて屋内消火栓設備等の使用準備をすること。</p> <p>(7) 0.1 gを超える火薬類を消費する場合において、同時に消費する数は10個以下とすること。</p>
撮影の用に供する部分	危険物品持ち込み	<p>1 従業員等による監視体制が確立されていること。</p> <p>2 消火器具を設けること。（能力単位2以上）ただし、消防法令等により設けられている消火器が、解除承認を受けようとする行為に対し、有効に使用できる状態で設けられている場合を除く。</p> <p>3 保管する場合は、密栓し他の物品と隔離すること。</p> <p>4 承認される範囲は、次に掲げるものであること。</p> <p>(1) 危険物の規制に関する政令別表第3に定める指定数量の100分の1未満であること。</p> <p>(2) 可燃性固体類及び可燃性液体類は、条例別表第3に定める数量の100分の1未満であること。</p> <p>(3) 可燃性ガス容器（液化ガスに限る。） ガス総質量が5 kg以下であること。ただし、高圧ガス保安法の適用を受ける容器を持ち込む場合は、2 kg以下のボンベとし、次の措置が講じられていること。 ア 使用するホースは、外圧によりつぶれない構造であること。 イ 容器の転倒防止措置が図られていること。 ウ 容器の連結使用がないこと。</p> <p>(4) 火薬類（打上煙火を除く。） 火薬類の薬量が0.1 g以下のものは50個、0.1 gを超え15 g以下のものは10個以下であること。</p>